

枚方市学校給食物資納入業者選定要綱

1. 目的

この要綱は、枚方市学校給食会（以下「当会」とする。）が学校給食に使用する食材料の質的向上を図るため、学校給食の物資納入業者の選定を行うに当たり、その基準等基本的事項について定めるものである。

2. 納入業者選定基準

納入業者は、次の各基準により選定するものとする。

- (1) 京阪神地域に事業所があること。
- (2) 常時、営業を続いていること。
- (3) 工場、店舗、販売所等の固定した事業所を有すること。
- (4) 事業経歴が正しく、経営状態が良好であること。
- (5) 食品衛生関係法令及び諸規定が遵守されていること。
- (6) 新規登録及び登録更新の申請締切日から過去2年間に、食品衛生関係法令に基づく不利益処分を受けていないこと。
- (7) 納税義務が履行されていること。
- (8) 仕入れ及び製造加工能力があり、所要量を確実に供給できること。
- (9) 事業所の衛生管理及び従業員の健康管理（検便及び一般の健康診断等）が十分に行われていること。
- (10) 製造加工業者は、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備等、食品衛生関係法令の基準に適した設備を完備していること。
- (11) 当会が指示した期日、時間及び場所に物資を納入できること。
- (12) 食品衛生関係法令に基づく温度管理を徹底した上で、輸送し、納入できること。
- (13) 物資にかかる確認事項（製造工程、アレルギー情報、異物混入対策等を含む）があった場合において、必要に応じて速やかに製造メーカーへ十分な確認を行うとともに当会への報告を行う体制が整えられていること。

3. 納入業者の新規登録又は登録更新

納入業者となることを希望するものは、次の事項に定める登録又は登録の更新を行うものとする。

- (1) 新規登録申請は公募による年1回とし、その時期は当会が別に定める。
- (2) 登録更新は、隔年に行う。
- (3) 新規登録又は登録の更新時の申請書類は次のとおりとし、所定の様式を定めるものについては当該様式を使用の上、持参にて提出を行うこと。
 - ① 枚方市学校給食物資納入業者登録申請書【様式1】
 - ② 代金請求及び領収使用印鑑届【様式2】
 - ③ 会社（商店）概要【様式3】
 - ④ 誓約書【様式4】

- ⑤ 製品管理方法について【様式5】
- ⑥ 従業員の健康管理について【様式6】
- ⑦ 事業所の衛生管理方法について【様式7】
- ⑧ 会社・営業経歴書
- ⑨ 事業所付近の地図、及び事業所の平面図
- ⑩ 登記事項証明書（1年以内のもの）
- ⑪ 定款（法人である場合に限る。）
- ⑫ 事業所の所轄保健所が発行した営業許可証（申請者が許可業種に係る場合）の写し又は事業所の所轄税務署が発行した営業許可証（申請者が届出業種に係る場合）の写し
- ⑬ 事業所の所轄税務署が発行した納税証明書（その1：納付税額及び未納税額等の証明）直近2年分
- ⑭ その他参考となる書類

4. 審査

納入業者の選定に係る審査は、以下のとおりとする。なお、実地調査については、当会が決定する業者について行う。

（1）新規登録業者

書類審査及び実地調査（登録時）

（2）登録の更新業者

書類審査及び実地調査（随時）

5. 登録書の交付

納入業者選定委員会において、登録と決定した業者については、直ちに登録書を交付する。

6. 取引の停止と登録の取り消し

下記の（1）及び（2）については、納入業者選定委員会での確認又は協議において決定するものとする。

（1）取引の停止

- ・見積りの照会の結果、理由なく連続して3回見積書の提出がない場合
- ・過失により、定める期日、時間までに物資の納入ができない場合
- ・故意に納入物資の品質を落とすなど、取引の信頼を損ねる行為があった場合
- ・登録申請時の報告に虚偽があった場合
- ・登録期間中に食品衛生関係法令に基づく行政庁からの不利益処分を受けた場合
- ・学校給食に対し、不利益な行為があったと判断した場合

（2）登録の取り消し

- ・重大な過失があったと判断する場合

（※令和7年改訂）